

○四国森林管理局監督・検査事務取扱要領

（ 54高経第427号
昭和54年5月21日
高知営林局長通知
）
改正（ 55高経第941号
昭和55年10月17日
）

（目 的）

第1条 この要領は、法令等に定めるもののほか、工事若しくは製造その他についての請負契約、又は物品の買入れその他の契約についての監督及び検査並びに「国有林野事業特別会計請負工事監督・検査実施要領」（昭和49年4月8日付け、49林野経第157号。以下「実施要領」という。）に基づく一般的な事務手続きを定め、適正な監督及び検査の実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、会計法（昭和22年法律第35号）を「法」、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）を「令」、契約事務取扱規則（昭和37年8月20日付け、大蔵省省令第52号）を「規則」という。

（監督員）

第3条 支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理（以下「本官」という。）及び分任支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官代理（以下「分任官」という。）から監督を命ぜられた職員、並びに森林管理局長及び森林管理署長から監督を命ぜられた職員を監督員という。

（監督員の職務）

第4条 監督員は、規則第17条、第18条の規定によるほか、実施要領、林道工事監督実施細則（昭和49年8月30日付け、49高土第91号）、治山工事監督実施細則（昭和53年4月22日付け、53高治第127号）、建築工事監督実施細則（昭和54年5月21日付け、54高経第52号）造林請負実行監督要領（昭和38年7月28日付け、38高経第490号）及び素材生産請負事務取扱い要領（昭和52年3月1日付け、52林野業第28号）等に基づき任務を遂行しなければならない。

（監督員の報告）

第5条 監督員は、規則第18条並びに実施要領等の規定による報告をしなければならない。実施要領第23条の規定による工事完成報告並びにその他の完成報告について第1号様式により提出しなければならない。

(検査員)

第6条 本官及び分任官から検査を命ぜられた職員、並びに森林管理局長及び森林管理署長から検査を命ぜられた職員を検査員という。

(検査員の職務)

第7条 検査員は、規則第19条の規定によるほか、実施要領、林道工事検査細則（昭和49年8月30日付け、49高土第91号）、治山工事検査実施細則（昭和53年4月22日付け、53高治第127号）、建築工事検査実施細則（昭和54年5月21日付け、54高経第52号）、造林請負検査要領（昭和38年7月1日付け、38高経第481号）及び素材生産請負事務取扱要領（昭和52年3月1日付け、林野業第28号）等に基づき任務を遂行しなければならない。

(検査調書の作成)

第8条 検査員は、検査を完了したときは、令第101条の9に規定する検査調書を、物品購入等については第2号様式、請負工事等については第3号様式、運送等については第4号様式により、正副2通を作成し速やかに本官又は分任官に提出するものとする。

2. 規則第23条により検査調書を省略する場合は、支出負担行為決議書の該当欄に検査年月日を記入し検査員が記名押印するものとする。
3. 契約金額が200万円を超える場合においても借地料及び長期継続契約に属するものについては、支出負担行為決議書の該当欄に給付完了年月日を記入し検査員が記名押印することによって、当該決議書を検査調書に兼ねることができるものとする。
4. 第15条及び第16条により検査を行った場合は、検査調書を作成し依頼先の本官又は分任官に提出するものとする。

(検査に不適合の場合の措置)

第9条 検査員は、検査の結果その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、前条の検査調書に補修又は改造その他必要と認める措置についての意見を記載した書面を添付するものとする。

(任命権者)

第10条 監督員及び検査員等は、森林管理局においては本官、森林管理署においては分任官が任命する。ただし、法第29条の11第4項に規定する場合は森林管理局長又は森林管理署長が任命するものとする。

(兼職禁止の特例)

第11条 監督員と検査員は、次に掲げる場合には兼職させることができる。

- (1) 特殊な物件の工事若しくは、製造の請負契約で、監督員のほかに検査を行うことができる資格を有する職員がいないとき。

(2) 造林の請負契約に係るとき。

(3) 素材生産請負契約、その他の請負契約で監督の職務と検査の職務が明確に分離することが困難なとき。

(監督員及び検査員となる官職及び事務の範囲)

第12条 監督員及び検査員となる官職及び事務の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、これにより任命するものとする。

(任命の時期)

第13条 監督員は、工事又は製造その他についての請負契約締結の都度、契約相手方が給付に着手する日までに任命するものとする。

ただし、本官が契約した治山工事請負契約及び分任官が契約した工事又は製造その他の請負契約について年度当初現場担当職員を監督員に任命し、当該年度分の監督を行わせることができる。

2. 検査員は、工事又は製造その他についての請負契約の場合は、監督員経由による完成届等の提出を受け、これを確認したとき任命するものとし、物品等の購入契約（単価契約、概算契約を含む。以下同じ）については、納品期限前に任命するものとする。ただし、200万円を超えないものについては、年度当初検査員を任命し、当該年度内の検査を行わせることができる。

3. 第11条の規定により、監督員と検査員を兼職任命する場合は、前項の規定にかかわらず監督員の任命と同時に検査員を任命するものとする。

4. 監督員又は監督員として任命されている職員が、交替等の事由のため任務の遂行ができなくなった場合は、直ちにこれに代わる職員を任命するものとする。

(任命の方法)

第14条 監督員及び検査員の任命は、森林管理局にあっては第5号様式により受命者の押印をもって文書の交付に代える。

2. 森林管理署にあっては、第6号様式により次のとおり処理する。

(1) 森林管理署内勤の職員については、受命者の押印をもって文書の交付に代える。

(2) 現場職員については、第7号様式の発令通知書を交付する。

(本官契約に係る監督及び検査の依頼)

第15条 本官が契約した工事又は製造その他についての請負契約若しくは物品等の購入契約に係る監督又は検査について必要な場合は、当該森林管理署長に依頼するものとする。

(分任官契約に係る監督及び検査の依頼)

第16条 分任官が契約した工事又は製造その他についての請負契約、若しくは物品等の購入契約に係る監督又は検査について必要な場合は、森林管理局長又は他の森林管理署長に依頼できるものとする。

(監督及び検査委託)

第17条 本官又は分任官が監督若しくは検査を国の職員以外の者に委託する場合は、職員の技術の程度又は検査の設備からみてやむを得ないと認められる場合に限るものとする。

2. 前項により委託をしようとする場合は、委託契約により行うものとする。

(立会職員の任命及び立会)

第18条 本官又は分任官が、検査事務を行うにあたり、契約金額2,000万円以上のもののうち必要があると認める場合は、検査員、監督員のほかに、検査立会職員を命じ検査に立ち会わせて確認させるものとする。

(発令簿の保管)

第19条 監督員及び検査員等の発令簿は、経理課が保管するものとする。

別表 1. 森林管理局関係

予算執行機関の補助者となる官職及び事務の範囲

| 会計機関名 | 補助者の名称 | 事務の範囲 | 官職による任命基準 | 摘要 |
|--------------------------|--------|--|--|----|
| 支出負担行為担当官 支出負担行為担当官代理 | 監督員 | 工事、製造等請負契約に係る監督事務 1. 治山工事 2. 林道工事 3. 建築工事 4. その他の工事、製造、役務 | 監督できると認められる職員の職を備え、厳正かつ適確に行うこと 治山事業所主任又は治山課職員 森林整備課職員 経理課職員 当該所掌に係る主管課職員 必要により監督員を2名以上発令する場合は、それぞれの分担の範囲を定めて行わせるものとする。 ただし、支出負担行為担当官が必要と認められたときは、他の適当な職員を任命することができる。 | |
| 支出負担行為担当官 支出負担行為担当官代理 | 検査員 | 1. 購入、修繕、その他役務契約に係る検査事務 (1) 庁用関係 (2) 事業用関係 (3) 車両機械関係 2. 工事請負契約に係る検査事務 (1) 治山工事 (2) 林道工事 (3) 建築工事 | 検査できると認められる職員。 経理課職員。ただし特別なものについては他課の職員を命ずることができる。 当該所掌に係る主管課職員。 ただし納入場所等により実態に適した職員とすることができ。 当該車両機械に対する専門的知識を有する職員。 当該工事の監督員以外の係長以上課長の職にあるもの。 " " " " ただし、支出負担行為担当官が必要と認められたときは、他の適当な職員を任命することができる。 | |

別表2. 森林管理署関係

予算執行機関の補助者となる官職及び事務の範囲

| 会計機関名 | 補助者の名称 | 事務の範囲 | 官職による任命基準 | 摘要 |
|------------------------------|--------|---|--|----|
| 分任支出負担行為担当官 分任支出負担行為担当官代理 | 監督員 | 工事、製造等請負契約に係る監督事務 1. 造林・治山工事 2. 林道工事 3. 製品生産工事 4. その他の工事、製造、役務 | 監督できる知識と技術を備え、厳正かつ適確に行うことができるものと認められる職員。 当該事業所、森林事務所森林官又は業務課、治山課職員。 当該事業所、森林事務所森林官又は業務課、治山課職員。 当該事業所、森林事務所森林官又は業務課職員。 当該事業所、森林事務所森林官又は主管課職員。 必要により監督員を2名以上発令する場合は、それぞれの分担の範囲を定めて行わせるものとする。 ただし、分任支出負担行為担当官が必要と認めるときは、他の適当な職員を任命することができる。 | |
| 分任支出負担行為担当官 分任支出負担行為担当官代理 | 検査員 | 1. 購入、修繕、その他役務契約に係る検査事務 (1) 庁用関係 (2) 事業用関係 (3) 機械類関係 2. 工事、製造、請負契約に係る検査事務 (1) 造林事業 (2) 治山林道工事 (3) 製品生産事業 (4) その他の工事、製造、役務 | 検査できる知識と技術を備え、厳正かつ適確に行うことができるものと認められる職員。 総務課職員。ただし、特別なものについては、他課の職員。 当該所掌に係る主管課職員。 ただし納入場所等により実態に適した職員とすることができる。 当該機械類に対する専門的知識を有する職員。 森林事務所森林官又は係長以上次長の職にあるもの。 当該工事の監督員以外の係長以上次長の職にあるもの。 森林事務所森林官又は係長以上次長の職にあるもの。 当該工事、製造、役務の監督員以外の森林官又は係長以上次長の職にあるもの。 ただし、分任支出負担行為担当官が必要と認めるときは、他の適当な職員を任命することができる。 | |

完 成 報 告 書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

殿

監督員 事
技

印

下記の請負契約について監督を完了しましたから報告します。

記

| | |
|-------------|----------|
| 契約年月日番号 | |
| 契約金額 | |
| 場所又は納所 | |
| 工事名又は製造品名 | |
| 完成又は完納期限 | 平成 年 月 日 |
| 完成又は完納年月日 | 平成 年 月 日 |
| 検査年月日 | 平成 年 月 日 |
| 請負人又は納人住所氏名 | |
| 摘 要 | |

検 査 調 書

| | |
|-----------------|----------|
| 契 約 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 納 品 場 所 | |
| 品 名 | |
| 完 納 年月日 一部納入 | 平成 年 月 日 |
| 納 人 住 所 氏 名 | |
| 金 額 | ¥ 単価¥ |
| 数 量 | |

上記につき平成 年 月 日検査したところ契約のとおり

完 納 したことを認める。
一部納入

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

殿

検査員 事
技

㊟

| | |
|----------|----------|
| 検査員発令年月日 | 平成 年 月 日 |
|----------|----------|

検 査 調 書

| | |
|-----------------|----------|
| 契 約 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
| 検 査 場 所 | |
| 工 事 名 | |
| 完 納 年月日 一部納入 | 平成 年 月 日 |
| 請 負 人 住 所 氏 名 | |
| 完 成 金 一部完成 | ¥ |

上記につき平成 年 月 日検査したところ契約のとおり

完 成 したことを認める。
一部完成

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

殿

検査員 事
技



立会員

| | |
|----------|----------|
| 検査員発令年月日 | 平成 年 月 日 |
|----------|----------|

第4号様式

検 査 調 書

| | | | |
|-------|----------|------|--------|
| 発送年月日 | 平成 年 月 日 | 発送番号 | 月分 第 号 |
|-------|----------|------|--------|

| | |
|-------|----------|
| 到着年月日 | 平成 年 月 日 |
|-------|----------|

| 荷 姿 | 品 名 | 個 数 | 重 量 | 金 額 | 備 考 |
|----------------------|--------------------|-----|-----|-----|-----|
| ケース 木箱 紙包 裸 | 用紙 図書・印刷物 被服 | 個 | kg | 円 | |

| 荷 受 先 | 託 送 元 |
|-------|---------------|
| 森林管理署 | 四 国 森 林 管 理 局 |

上記のとおり平成 年 月 日受領しました。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

四国森林管理局長 殿

検査員 事
技

㊟

| | |
|----------|----------|
| 検査員発令年月日 | 平成 年 月 日 |
|----------|----------|

発 令 簿

| 発令番号 | 発 年 月 日 | 決 裁 印 | | | | 官 職 氏 名 | 受命 者印 | 適用法令内容 | 処 理 する 事務の範囲 | 期 間 | 契約の相手方 | 備 考 |
|------|------------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|--------|-----------------|-----|--------|-----|
| | | 任命 権者 | 総務 部長 | 経理 課長 | 主務 課長 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

記 載 例

適 用 法 令 内 容 会計法第29条の11並びに予責法第2条第1項第12号の補助者。

処 理 する 事務の範囲 ○○○○林道新設工事完成検査

 ○○○○林道新設工事指定部分完了検査

 ○○○○山腹旧治山新設工事既済部分確認検査

 チェンソー購入契約納品検査

期 間 当該事務を処理する予定期間監督員の場合は始期のみ記入する。

官 職 氏 名 職名（課長補佐、係長等）のあるものは職氏名又は官氏名を記入する。

発 令 簿

| 発令番号 | 発令年月日 | 決 裁 印 | | | | | 官職氏名 | 受命者印 | 適用法令内容 | 処理する事務の範囲 | 期間 | 契約の相手方 | 備 考 |
|------|-------|-------|----|------|------|--------|------|------|--------|-----------|----|--------|-----|
| | | 任命権者 | 次長 | 総務課長 | 主務課長 | 主務担当係長 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

記 載 例

適用法令内容 会計法第29条の11並びに予算法第2条第1項第12号の補助者。

処理する事務の範囲 ○○○○林道新設工事完成検査

○○○○林道新設工事指定部分完了検査

○○○○山腹旧治山新設工事既済部分確認検査

チェンソー購入契約納品検査

期 間 当該事務を処理する予定期間，監督員の場合は始期のみ記入する。

官 職 氏 名 職名（課長，係長等）のあるものは職氏名又は官氏名を記入する。

監督検査員発令通知書

| | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 年 月 日 | |
| 殿 | |
| 分任支出負担行為担当官 森林管理署 | |
| 下記のとおり発令したので通知する。 | |
| 処理する事務の範囲 | |
| | |
| 検 査 期 間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 |
| 契 約 年 月 日 | 年 月 日 |
| 契 約 金 額 | ￥ |
| 工 事 又 は 物 品 名 | |
| 完 成 又 は 納 品 期 限 | |
| 一 部 完 成 完 成 又 は 納 品 年 月 日 | |
| 契約の | 住 所 |
| 相手方 | 氏 名 |
| 場 所 又 は 納 所 | |
| 摘 要 | |

予責法第2条第1項第12号に該当する分任支出負担行為担当官の発令の場合はその印。
 予責法第2条第1項第10号に該当する森林管理署長の発令の場合はその印を押印する。